

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第二十八号）（財政課）

一 改正の要旨

後発医薬品がある先発医薬品を、患者の希望により処方等又は調剤した場合の費用の新設など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	改 正 内 容
広島県手数料条例	建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を整理
広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例	後発医薬品がある先発医薬品を、患者の希望により処方等又は調剤した場合の費用の新設
広島県立福山若草園設置及び管理条例	

二 施行期日

1 2以外の改正 令和六年十月七日

2 広島県手数料条例の改正 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、引用条項等の整理を行った。

二 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に規定する政令で定める日

★ 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（県民活動課）

一 改正の理由

青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図ることを目的として、新たな規制を導入するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 淫行等の勧誘等の禁止

何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならないこととし、違反した者に対する罰則を設けることとした。

2 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

何人も、正当な理由なく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととし、違反した者に対する罰則を設けることとした。

3 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置

保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、申出の理由等を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならぬこと等の規定を整備した。

4 適用の除外

この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しないこととした。

5 引用条項等の整理

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び引用条項を整理した。

三 施行期日等

1 施行期日

- (一) 二四の改正 令和六年十月七日
- (二) (一)及び(三)以外の改正 令和七年一月一日
- (三) 二五の改正 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

2 罰則に関する経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

★ 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（経営革新課）

一 改正の理由

産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和六年十月七日